

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻又はパートナーシップ宣誓（以下「婚姻等」という。）に伴う新生活に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の強化並びに若年層の定住の促進を図るため、新婚等世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚等世帯 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月15日までにおいて、婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - イ 当該年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月15日までにおいて、長浜市又はパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結した地方公共団体においてパートナーシップ宣誓（以下「宣誓」という。）をした2人（以下「宣誓者」という。）
- (2) 住居費 申請の日が属する年度の4月1日から同年度の3月15日までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、婚姻等に伴い本市内に新たに住居を取得、改修又は賃借する際に要した費用のうち、建物の購入費、改修費又は賃料（1ヶ月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（1ヶ月分に限る。）及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 補助対象期間において、婚姻等に伴い本市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者を使用して行った住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚等世帯とする。

- (1) 世帯の所得（夫婦又は宣誓者（以下「夫婦等」という。）の当該年度（当該年度の5月31日までに長浜市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号又は様式第1号の2）を提出した場合は前年度）の初日の属する年の前年分の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。）を合算した金額をいう。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除する。以下同じ。）が500万円未満であること。
- (2) 婚姻時又は宣誓時に、夫婦等双方の年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦等がともに長浜市に住民登録を有し、申請時に夫婦等双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より3年以上継続して居住する意思があること。
- (4) こども家庭庁及び長浜市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事

業に基づく補助を受けたことがないこと。

- (7) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。
 - (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する住宅ではないこと。
 - (9) 本市から長浜市定住住宅改修促進事業助成金交付要綱（平成28年長浜市告示第175号）に基づく助成金その他これに類する助成金等を受けていないこと。
 - (10) 夫婦等の双方が日本国籍を有していないときは、そのどちらかが出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- （補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、住居費及び引越費用とし、補助対象期間において発生した経費を対象とする。ただし、賃貸費用について勤務先から住居にかかる手当が支給されている場合は、当該手当を控除した金額を対象とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる工事については、補助の対象としないものとする。

- (1) 住宅に付属していない車庫及び物置等の工事
- (2) 併用住宅の居住以外の部分の改修工事
- (3) 家電製品、カーテン、家具及び調度品等の設置工事
- (4) 外構工事
- (5) 住宅改修を伴わない住宅の解体又は除却工事
- (6) 申請者が直接行う工事

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した金額に相当する額とし、1世帯当たりの上限額は次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 夫婦等共に婚姻日又は宣誓日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- (2) 前号以外の世帯 30万円

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻等を証明する書類（戸籍謄本、婚姻届受理証明又はパートナーシップ宣誓書受領証の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し）
- (2) 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 世帯の所得がわかる書類
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (6) 入居対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合に限る。）
- (7) 入居対象となる住居の請負契約書の写し（住居を新築した場合に限る。）
- (8) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合に限る。）
- (9) 住宅手当の支給についてわかる書類（給与明細書又は住宅手当支給証明書（様式第2号））（住居を賃借している場合に限る。）
- (10) 住居の取得費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことを証する書類
- (11) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (12) 誓約書（様式第3号又は様式第3号の2）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第4号に掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号又は様式第4号の2）の提出により省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、補助金を交付するものとする。

（手続の併合等）

第7条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、第14条及び第15条の手続を省略する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日告示第236号）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第110号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第165号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月22日告示第212号）

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第147号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。